



2024年6月26日

各位

会社名 ジャパンマテリアル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 久男  
(証券コード 6055 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 長谷 圭祐  
(TEL : 059-399-3821)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月26日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,900株
(3) 処分価額	1株につき2,080円
(4) 処分価額の総額	35,152,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 8名 13,000株 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。 当社の執行役員 2名 1,600株 当社子会社の取締役 7名 2,000株 ※社外取締役を除く。 当社子会社の執行役員 2名 300株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月13日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び一部の使用人を対象に、当社の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2021年6月23日開催の当社第24回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内として設定すること、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は83,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年の間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。なお、当社は2022年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行しており、2024年6月26日開催の当社第27回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額を監査等委員会設置会社への移行前と同様

の内容で設定すること及び2022年6月29日に遡及して適用することにつき、ご承認いただいております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役8名、執行役員2名並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）7名、執行役員2名（以下、「割当対象者」という。）に対し、譲渡制限付株式として当社の保有する自己株式である普通株式16,900株を割り当てることを予定しており、各割当対象者に対して当社又は子会社より付与される金銭報酬債権合計35,152,000円を現物出資財産とする現物出資の方法によって行います。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が当社との間で以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

また、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を3年間としております。

### 3. 割当契約の概要

#### ①譲渡制限期間

2024年7月25日～2027年7月24日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

#### ②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2024年7月から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

#### ④株式の管理に関する定め

割当対象者は、東海東京証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

#### ⑤組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,080円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上